

償却資産にも 固定資産税がかかります

〈問い合わせ〉役場 税務課 資産税係 TEL(62) 9181

■固定資産税の償却資産 とその申告

事業を営む（農業や商店、自営業など）ために用いている構築物や機械、運搬具、備品などの固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。これらの償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければなりません（地方税法第383条）。

課税については、申告した償却資産の評価額の合計を課税標準額とし、土地家屋と合わせたうえで、「固定資産税」として毎年5月に通知します。償却資産の課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、必ず申告してください。※申告書様式は送付します。税務課までご連絡ください。

■申告する償却資産

- ① 所得税の所得計算上、減価償却の対象となるもの（所得税および住民税の申告で必要経費の中で減価償却として掲げているもの）
- ② 耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のもの（耐用年数が過ぎたものでも、事業に使用していれば申告してください）
- ③ 大型特殊自動車、その他運搬車（自動車税および軽自動車税の課税対象となるもの（ナンバー登録しているもの）を除きます。）



償却資産の対象となる主な資産の例

構築物	〈構築物〉 ● 駐車場・道路の舗装、広告用看板、門、塀、庭園、ガス・石油タンク、その他土地に定着した土木設備など ● プレハブなどの建物で基礎がないものまたは基礎がブロック単体・木杭などで簡易な建物 〈建物付属設備〉 受変電設備、ネオンサイン、スポットライト、屋外照明設備、屋外水道管、屋外排水管、生産事業（製造・加工など）の工程上必要な設備など（ボイラー、動力配線、配管など） ※賃借人がその事業のために取り付け付けた内装・造作、建築設備などについては、賃借人が償却資産として申告していただくことになります。
機械および装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類などの汎用機械類、その他各種産業用機械および装置など
船舶	漁船、一般船舶、作業船、ボートなど
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両および運搬具	大型特殊自動車、その他運搬車（自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象外です。）
工具、器具および備品	電動カッターなどの工具、電圧計、陳列ケース、金庫、応接セット、パソコン、エアコン、テレビ、冷蔵庫、その他の業務用備品、自動販売機など